

一般社団法人公共建築協会の会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人公共建築協会定款第7条（以下「定款」という。）に定める会員が支払う会費に関する必要事項を定め、それによって一般社団法人公共建築協会（以下「本協会」という。）の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 定款第7条に規定する会費は、1事業年度毎に次の額とする。

一 正会員 4,800円

二 賛助会員

ア 一般賛助会費

個人 10,000円

団体 一口 30,000円

イ 特別賛助会費

個人 一口 100,000円

団体 一口 1,000,000円

2 事業年度の途中で入会した正会員は、前項の規定にかかわらず入会の月からの月割額を合計した額をその年度の会費とする。

3 災害その他の事情により必要と認めるときは、理事会の決議によって会費の減免をすることができる。

4 会費については、本協会の事業のために使用するものとする。

(会費の納入)

第3条 本協会に入会した会員は、一般社団法人公共建築協会の入会及び退会に関する規則第3条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から30日以内に、その事業年度の会費を本協会所定の方法により納入しなければならない。ただし、会長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 会員は、毎事業年度の会費として6月末日までに本協会所定の方法により納入しなければならない。ただし、会長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

3 会員から納入された会費については、直ちに会費台帳（別紙）に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(資格喪失に伴う正会員等の会費納入義務)

第4条 会員が事業年度の途中において退会するときは、未納会費を納入しなければならない。

2 本協会は、会員が当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(補 則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会費に関する必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

改正後のこの規則は、平成26年6月1日から施行する。